E　両当事国政府は、政府間の合意により、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力であって、枠組協定の他の条の規定の適用を受けないものについて、この条に規定する責任に関する相互放棄を適用することができる。当該協力については、次のとおりとする。

1　この条において「実施取決め」とは、当該協力に関連する協定又は取決めをいう。

2　この条において「実施機関」とは、1に規定する関連する実施取決めの参加機関をいう。

F　両当事国政府は、Eの規定に従いこの条に規定する責任に関する相互放棄を適用することに合意した協定及び取決めの一覧表を作成し、及び維持する。この一覧表は、枠組協定の不可分の一部を成すものではない。

第十三条　登録及び管轄権

A　両当事国政府は、打上げについて定める実施取決めについて、いずれの実施機関が自己の政府に対して宇宙物体の登録を要請するかを両当事国政府の実施機関が決定すること及びその要請があった政府が登録条約の規定に従い当該宇宙物体を登録することに合意する。この条の規定に基づく登録は、責任条約の規定に基づくいずれの当事国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

B　各当事国政府は、宇宙条約第八条及び登録条約第二条の規定に従い、特定の宇宙物体又はその乗員に対する管轄権及び管理の権限に関して両当事国政府が既に締結した又は将来締結する適当な協定の適用を妨げることなく、自己が登録した宇宙物体及びその乗員並びに月その他の天体を含む宇宙空間にある自国民である人員に対し、管轄権及び管理の権限を保持する。管轄権が競合する場合には、両当事国政府は、協議することに合意する。

第十四条　惑星保護

両当事国政府は、枠組協定に基づく共同活動について、二千二十一年六月三日に策定された国際宇宙空間研究委員会（以下「ＣＯＳＰＡＲ」という。）の惑星保護に関する方針及び実施ガイドラインに含まれる指針に適合する形で、自国の関連する方針及び要求に基づく惑星保護措置を適用する。両当事国政府は、枠組協定に基づく共同活動について、ＣＯＳＰＡＲの指針の改定版を適用することを書面により決定することができる。

第十五条　軌道上デブリ及び宇宙機の廃棄

A　両当事国政府は、枠組協定に基づく共同活動について、国際連合総会が二千七年十二月二十二日の決議第二百十七号（第六十二回会期）において支持した国際連合宇宙空間平和利用委員会のスペースデブリの低減に関するガイドラインに即して行動する。両当事国政府は、枠組協定に基づく共同活動について、軌道上デブリの低減のためのその他の指針を適用することを書面により決定することができる。

B　両当事国政府は、Aの規定を達成するため、適当な場合には、ミッションに関する計画の過程の一部として、軌道上デブリの低減（宇宙機のミッションの終了の時における安全な、適時の及び効果的な不動態化及び廃棄を含む。）のための計画を作成する。この計画には、ミッションの終了に関する計画を主導する当事国政府、接近解析及び軌道上デブリの低減に用いられる基準を含む。

第十六条　歴史的又は科学的な価値を有する月の地点

両当事国政府は、歴史的又は科学的な価値を有する月の地点を保全するという目的を共有する。両当事国政府は、当該地点に対する干渉を避けるよう努める。

第十七条　協議

A　両当事国政府は、自己の実施機関に対し、適当な場合には枠組協定に基づく共同活動の実施について見直すために協議し、及び将来の協力の潜在的な分野について意見を交換することを奨励する。

B　枠組協定に基づく共同活動の実施に関する問題が生じた場合には、両当事国政府は、実施機関がその問題を解決するよう努めることに合意する。

C　実施機関が生じている問題をBの規定に従って解決することができない場合又は枠組協定の解釈若しくは適用に関する問題が生じた場合には、両当事国政府は、協議を通じてその問題を解決する。

第十八条　他の協定への影響

枠組協定は、両当事国政府間の現行の協定及び枠組協定の範囲外又は範囲内の事項に関する将来の協定の締結又は将来の取決めの作成に影響を及ぼすものではない。枠組協定は、いずれかの当事国政府と他の国又は国際機関との協力に影響を及ぼすものではない。

第十九条　改正

両当事国政府は、書面による合意により枠組協定を改正することができる。改正は、両当事国政府が当該改正の効力発生のために必要なそれぞれの法的手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

第二十条　効力発生

枠組協定は、両当事国政府が枠組協定の効力発生のために必要なそれぞれの法的手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

第二十一条　終了

A　いずれの一方の当事国政府も、外交上の経路を通じ、少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対し書面による通告を行うことにより、枠組協定を終了させることができる。

B　枠組協定の終了の後においても、枠組協定の規定は、当該終了の時に効力を有する実施取決めに基づく共同活動に関し、当該実施取決めの有効期間中、引き続き適用する。

C　両当事国政府が別段の合意をする場合を除くほか、枠組協定又は実施取決めの終了の後においても、第八条（物品及び技術データの移転）、第九条（知的財産権）、第十条（広報）及び第十二条（責任に関する相互放棄）の規定に基づく権利及び義務は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて枠組協定に署名した。

二千二十三年一月十三日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林芳正

アメリカ合衆国政府のために
アントニー・ブリンケン

外務大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

内閣総理大臣　岸田　文雄